

奨学金貸与事業について

独立行政法人日本学生支援機構

独立行政法人日本学生支援機構は、平成一六年四月一日、日本育英会の奨学金貸与事業や日本国際教育協会・内外学生センター・国際学友会・関西国際学友会の各公益法人において実施してきた留学生関連交流事業、並びに国が実施してきた留学生に対する奨学金の給付事業や学生生活調査などの事業を整理・統合し、学生支援事業を総合的に実施する機関として創設されました。

日本人学生に対する奨学金貸与事業につきましては、日本育英会が昭和一八年の創立以来六〇年間にわたり国の奨学金事業として担ってきたものであり、これまでの貸与人員は延べ七一〇万人、貸与した金額は六兆円を超えており、国民生活において奨学金はますます重要なものとなっております。

日本学生支援機構においても、この奨学金貸与事業を、今後も意欲と能力のある学生が経済的に自立し、自らの意志と責任により大学等で学ぶことができるようにとの理念を踏まえ、多様なニーズに柔軟に対応しながら、充実発展に努めてまいります。

一 事業規模

平成一六年度の奨学金貸与事業費は前年度より一、〇三〇億円増の六、八二〇億円（一七・八％増）となっております。事業規模は、近年大幅に拡充されており、この五年間においても貸与人員で一・四倍、貸与金額（事業費）については一・六倍の伸び率となっております。

全学生数に対する奨学生の割合も平成一五年度の実績で一・六%となっており、八・六人に一人が奨学金を受けていることとなります。

(一) 奨学金の貸与人員と貸与金額の推移(予算)(表1)

(二) 学種別奨学生数と全学生数に対する割合(平成一五年度実績)(表2)

二 奨学金貸与制度の概要

本機構では、日本育英会が行ってきた奨学金貸与制度を引き続き実施するもので、奨学金の種類や貸与基準、貸与利率など基本的な枠組みは、これまでと変わりはありませんが、概要について紹介します。

(一) 奨学金の種類と対象者・条件

利息の付かない第一種奨学金と利息付の第二種奨学金があり、対象者及び条件は次のとおりです(表3)。

(二) 申込方法

インターネットによる申込を行っています。奨学金事務

を総合的に一元管理する「情報総合管理システム(イクシス)」により各学校とインターネットで結び、事務負担の軽減、奨学金の早期交付、採用数増への対応等を図ってお

表3

種類	第一種奨学金 (無利息)	第二種奨学金 (利息付、在学中は無利息)
対象者	大学院・大学(学部)・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程・高等課程)・高等学校の学生・生徒	大学院・大学(学部)・短期大学・高等専門学校(4・5年生)・専修学校(専門課程)の学生・生徒
条件	特に優れた学生及び生徒で経済的理由により著しく修学困難な者に貸与	第一種奨学金よりゆるやかな基準によって選考された者に貸与

(注)高等学校及び専修学校高等課程の生徒に対する奨学金貸与業務については、平成17年度入学者以降、各都道府県に移管されます。

表1

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
貸与人員(人)	690,954	752,673	797,672	866,174	965,123
貸与金額(億円)	4.151	4.732	5.166	5.790	6.820

表2

区分	奨学生数(A)	全学生数(B)	比率(A/B*100)	何人に1人
高等学校	105,432人	3,801,646人	2.8%	36.1人
大学	589,869	2,750,782	21.4	4.7
大学院	76,231	189,445	40.2	2.5
高等専門学校	6,566	55,611	11.8	8.5
専修学校	85,387	655,376	13.0	7.7
総計	863,485	7,452,860	11.6	8.6

(注)「大学」とは、大学学部及び短期大学です。

り、平成一四年度から学生・生徒がインターネットを通して直接本機構に奨学金の申込をすることができるようになりました。

(三) 採用方法と選考

学長・校長の推薦を受けた申込者について、本機構が選考のうえ採否を決定します。

その選考においては、人物・健康・学力・家計について、第一種奨学金及び第二種奨学金のそれぞれの基準に照らして総合的な判定を行い、予算の範囲内で採用する仕組みです。

(四) 採用方式

奨学生の採用方式は次の二種類になります。

① 予約採用方式(進学前の申込)

進学予定の前年に在学している学校を通して行い、採用候補者として決定し、学校へ進学後、奨学生として本採用します。

* 大学院への進学予定の場合は、入学が内定している大学に申込みます。

表4

【貸与月額表】			貸与月額(円)		
			自宅通学	自宅外通学	
第一種奨学金平成16年度採用者	高等学校	国・公立	18,000	23,000	
		私立	30,000	35,000	
	大学	国・公立	44,000	50,000	
		私立	53,000	63,000	
		私立短大	52,000	59,000	
	大学院	修士・博士前期課程・法科大学院	87,000		
		博士・博士後期課程	121,000		
	高等専門学校	(1・2・3年)	国・公立	21,000	22,500
			私立	32,000	35,000
		(4・5年)	国・公立	44,000	50,000
			私立	52,000	59,000
	専修学校	高等課程	国・公立	18,000	23,000
			私立	30,000	35,000
		専門課程	国・公立	44,000	50,000
私立			52,000	59,000	

区分		貸与月額(自由選択)
第二種奨学金	大学・短大・高専(4・5年)・専修(専門)	3万円・5万円・8万円・10万円
	私立大学 医・歯学課程	大学の貸与月額のほか、14万円
	私立大学 薬・獣医学課程	大学の貸与月額のほか、12万円
	大学院	5万円・8万円・10万円・13万円
	法科大学院(法学履修課程)	大学院の貸与月額のほか、17万円・20万円

②在学採用方式(進学後の申込)
進学した学校を通じて行い、募集は原則として毎年春に行っています。

*緊急採用(第一種奨学金)及び応急採用(第二種奨学金)
主たる家計支持者の失職・破産・事故・病気・死亡等または火災・風水害等により家計が急変したため緊急に奨学金を必要とする者については、在学する学校を通じて、随時申込を受付けます。

(五) 貸与金額(表4)

①第一種奨学金は、学種・設置者・採用年度・通学形態別に貸与月額が定められています。

②第二種奨学金は、本人が四種類の貸与月額から自由に選取でき、さらに在学採用の場合は、希望により申込年度の四月まで遡って貸与を受けることが可能です。

③入学時特別増額貸与奨学金(利息付)は、大学・短期大学・大学院・専修学校専門課程の第一年(編入学生の入学年次を含む。)において、第一種奨学金・第二種奨学金の貸与を受ける者に対し、希望により入学月の基本月額に定額三〇万円を増額して貸与するものです。

(六) 貸与期間

本機構が認めた貸与始期から在学する学校の修業年限の終期までを貸与期間とします。

ただし、第一種奨学金の緊急採用の貸与期間は、採用された年度の三月を終期としています。なお、翌年度も引き続き緊急採用による奨学金を必要とする場合は、基準に該当し、「緊急採用奨学金継続願」を提出することにより、貸与を継続することができます。

(七) 奨学金の交付

原則として、毎月一回当月分を奨学生本人名義の銀行、信用金庫又は労働金庫の預金口座に振り込みます。

(八) 奨学生への助言・指導

在学中は奨学生として勉学に励みながら充実した学生生活を送り、卒業後は貸与を受けた奨学金の返還を確実に履行するよう、学校の協力を得て、奨学生への助言・指導を行っています。

具体的には、
①貸与額通知書を送付し、各年度ごとに貸与した奨学金の

- ② 奨学金継続願を提出させることにより、奨学金の必要性を奨学生自らに判断させる。
- ③ 奨学生としてふさわしい適格性を有する者であるか否かの確認を学校にお願いする。
- ④ 奨学生のしおり・返還のてびきの配布・返還説明会の開催・返還勸奨状の送付等を行っています。

(九) 返還誓約書(借用証書)の徴収

返還誓約書は本機構と奨学生との間の金銭消費貸借関係を明確にし、返還方法を確認する重要なものです。奨学生が、奨学金の貸与が終了したとき又は奨学生の身分がなくなったときは、返還誓約書を学校を通じて徴収します。

三 平成一六年度の新規施策

(一) 法科大学院生を対象とした奨学金貸与制度

わが国の法曹人口が欧米に比較して圧倒的に不足している状況等から生じている問題に対応するため、法曹家養成

の強化を目的として、平成一六年度から法科大学院が設立されました。法科大学院については、高度な専門知識を有する実務家教員の確保等さまざまな事情により既存の大学院に比し学費負担が大きくなっていることから、本機構において、これに対応した奨学金の充実を図り、学生への経済的支援を行うこととなりました。採用の基準等は、現行の大学院修士課程と同じ取り扱いとなりますが、第二種奨学金の貸与月額については増額月額が新たに設けられ、本人の希望により月に二〇万円まで貸与を受けることができ、また第一種奨学金と併せると最高月額一八万七千円の貸与が受けられることとなりました(表5)。

(二) 海外留学を希望する人への奨学金貸与制度(第二種奨学金)

近年の国際化社会の進展に伴い、積極的に海外の大学(短期大学を含む)・大学院で学びたいとする学生が増加している状況を踏まえ、国際的に活躍する人材の育成及び経済的支援を図る観点から、第二種奨学金による海外の大学・大学院への進学希望者に対する支援を行うこととなりました(表6)。

(三) 特に優れた業績をあげた大学院生を対象とした返還免除制度

大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であった

表5

区分	採用予定数(予算)	貸与月額
第一種奨学金	1,300人	87,000円
第二種奨学金	2,200人	5万円、8万円、10万円、13万円、17万円、20万円の選択制

表6

区分	進学先	
	大学	大学院
採用予定数(予算)	1,000人	
対象者	海外の大学進学希望者	海外の大学院進学希望者
申込方法	在籍する高校を通じて申込(予約採用方式)	在籍する大学を通じて申込(予約採用方式)
貸与月額	3万円、5万円、8万円、10万円の選択制	5万円、8万円、10万円、13万円の選択制
貸与期間	4年間	2~5年間
	標準修業年限が上記の年数と異なる場合は標準修業年限	

て、在学中に特に優れた業績をあげた者として機構が認定した場合には、貸与期間終了時において、その奨学金の全部又は一部の返還が免除される制度です。学問分野での顕著な成果や発明・発見のほか、専攻分野に関する文化・芸術・スポーツにおけるめざましい活躍、ボランティア等での顕著な社会貢献等を総合的に評価し、学生の学修へのインセンティブの向上を図ることを目的としています。

(四) 機関保証制度の導入

一定の保証料を保証機関に支払うことにより、これまでの連帯保証人や保証人に代えて保証機関の保証を受けられる制度です。加入は任意であり、「人的保証制度」(連帯保証人・保証人を立てる)とどちらを選択するかは、学生の自主的判断によることとなります。

この制度は、奨学生の利便性の向上を図り、自らの意志と責任において高等教育機関で学ぶことができるようになることを目的としています。ただし、高等学校・専修学校高等課程については従来どおり「人的保証制度」のみとなります。